

第 9 4 号 議 案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 備考に次のように加える。

- 4 平成 2 4 年 1 2 月 1 日から平成 2 5 年 8 月 2 5 日までの間にあつては、発行日から平成 2 5 年 8 月 2 5 日までを有効期間とする入園券を発行することができる。この場合において、一般の使用料は 1 人につき 6 0 0 円、小・中学生の使用料は 1 人につき 3 0 0 円とする。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

使用料を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。